

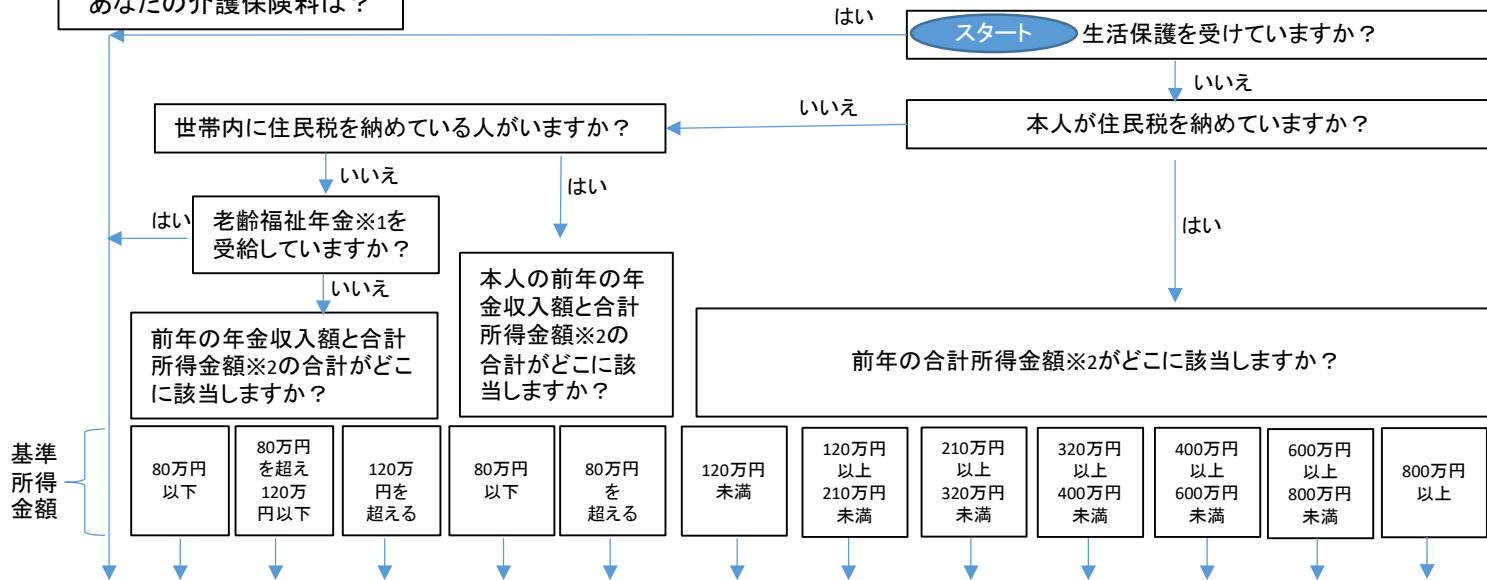
介護保険料の決め方※介護保険料は令和2年度から据え置きです。令和3年4月から、第7、8、9段階の基準所得金額を変更しました。

変更点：第7段階 120万円以上200万円未満⇒120万円以上210万円未満 第8段階 200万円以上300万円未満⇒210万円以上320万円未満 第9段階 300万円以上400万円未満⇒320万円以上400万円未満

65歳以上の方の介護保険料は、3年ごとに見直します。介護保険料は、今後3年間に本市で必要な介護保険サービスの総費用から算出された「基準額」をもとに、その世帯の収入や所得に応じて決められます。

$$\begin{matrix} \text{都城市で必要な} \\ \text{介護保険サービスの総費用} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{65歳以上の人の} \\ \text{負担分 23\%} \end{matrix} \div \begin{matrix} \text{都城市に住む} \\ \text{65歳以上の人数} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{都城市の基準額} \\ \text{74,400円(年額)} \end{matrix}$$

あなたの介護保険料は？



所得段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階
賦課割合	0.30	0.50	0.70	0.90	1.00	1.25	1.35	1.55	1.75	1.85	2.00	2.15
保険料	22,320円	37,200円	52,080円	66,960円	74,400円	93,000円	100,440円	115,320円	130,200円	137,640円	148,800円	159,960円

※1高齢福祉年金：明治44年4月1日以前に生まれた方、または大正5年4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たす方が受けている年金です。

※2合計所得金額：「収入金額」から「必要経費の相当額」を差し引いた金額（譲渡所得のあった方は、特別控除後の所得額で算定）です。ただし、第1～5段階で、合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、当該給与所得から10万円を控除（控除後の額が0円を下回る場合は0円）します。また、第6～12段階で合計所得金額に給与所得または公的年金所得が含まれている場合には、当該給与所得または公的年金所得の合計額から10万円を控除（控除後の額が0円を下回る場合は0円）します。